

## 財団法人日本食生活協会役員報酬規程

### (総則)

第1条 財団法人日本食生活協会(以下「協会」という)の常勤役員(以下「役員」という)の報酬に関する事項は、この規定に定めるところによる。

### (報酬の額)

第2条 役員報酬の額は、年俸とし、理事長が定める。

### (報酬の支給日及び支給方法)

第3条 報酬の支給日及び支給方法等は、別に定めるもののほか、協会職員給与規定(平成16年4月1日一部改正)に定めるところによる。

### 附則

この規定は、平成16年7月1日から施行する。